

入札参加資格要件等に係る質問に対する回答（訂正）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	訂正前回答（平成26年8月29日）	訂正後回答（平成26年9月18日）
51	基本協定書 (案)	4	第5条	4			運営事業者	構成員は、・・・・発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務・・・・発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務の履行を、それぞれ受注者、受注者、設計・建設事業者、焼却灰等資源化企業及び乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業と連帯して保証させるものとするがありますが、運営事業者が、運営・維持管理業務委託契約の受託者としての責任以上に、基本協定書や基本契約書に基づく受注者の発注者に対する一切の債務、建設工事請負契約に基づく設計・建設事業者の発注者に対する一切の債務、組合と所定の企業が直接契約する焼却灰等資源化業務委託契約や乾電池等資源化業務委託契約に基づく当該企業の発注者に対する一切の債務をも連帯して保証することは、特別目的会社である運営事業者の責任をはるかに超えています。特に、運営事業者が契約当事者とならない焼却灰等資源化業務委託契約や乾電池等資源化業務委託契約における事業者の責任についてまで、運営事業者に連帯保証責任を求めることについて考え直していただけないでしょうか。	受注者の全業務についての連帯責任を定めるものではありません。ただし、違約金の額等の見直しを検討します。	10月末までに見直しを検討します。
53	基本契約書 (案)	2	第6条	5			当事者が締結すべき契約等	「構成員は、運営事業者をして、運営・維持管理委託契約に定めるところに従い、(i)基本協定に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務、・・・・連帯して保証させるものとする」とありますが、焼却灰等資源化業務委託契約、乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務等、本事業は極めて多岐に亘る内容につき、全ての事業に連帯して責任を負うことは、適切な官民のリスク分担に見合わず、合理性に欠けるものと思料いたします。当該項の連帯保証に関しての見直しをお願いいたします。	受注者の全業務についての連帯責任を定めるものではありません。ただし、違約金の額等の見直しを検討します。	10月末までに見直しを検討します。
54	基本契約書 (案)	2	第6条	5			当事者が締結すべき契約等	構成員は、・・・・発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務・・・・発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他一切の債務の履行を、それぞれ受注者、受注者、設計・建設事業者、焼却灰等資源化企業及び乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業と連帯して保証させるものとするがありますが、運営事業者が、運営・維持管理業務委託契約の受託者としての責任以上に、基本協定書や基本契約書に基づく受注者の発注者に対する一切の債務、建設工事請負契約に基づく設計・建設事業者の発注者に対する一切の債務、組合と所定の企業が直接契約する焼却灰等資源化業務委託契約や乾電池等資源化業務委託契約に基づく当該企業の発注者に対する一切の債務をも連帯して保証することは、特別目的会社である運営事業者の責任をはるかに超えています。特に、運営事業者が契約当事者とならない焼却灰等資源化業務委託契約や乾電池等資源化業務委託契約における事業者の責任についてまで、運営事業者に連帯保証責任を求めることについて考え直していただけないでしょうか。	受注者の全業務についての連帯責任を定めるものではありません。ただし、違約金の額等の見直しを検討します。	10月末までに見直しを検討します。